

全社地発第 25 号
平成 20 年 4 月 30 日

都道府県・指定都市社会福祉協議会事務局長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会事務局長

社協会費等の納入方法に関する考え方について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 19 年 8 月 24 日になされた大阪高等裁判所による滋賀県甲賀市「希望が丘自治会」における社協会費を含めた自治会費の増額決議無効判決を受け、当該自治会は最高裁判所に上告の申立を行っていましたが、本年 4 月 3 日、最高裁判所は上告を棄却する決定をし、これにより大阪高等裁判所の判決が確定しましたのでお知らせします。

本会地域福祉推進委員会では、平成 19 年 9 月 27 日付全社地発第 231 号により各都道府県・指定都市社協宛に大阪高裁判決に基づく「社協会費等の納入方法に関する考え方について」を取りまとめ、通知いたしているところですが、今般の最高裁の判決を踏まえ、別紙の通り改めてその考え方を整理しました。

つきましては、貴県・市内市区町村社協への周知ならびにご助言等必要な支援につきましてご配慮くださいますようお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

全国社会福祉協議会地域福祉部
担当 たまき にしむかい
玉置、西向、高橋

TEL 03-3581-4655 FAX. 03-3581-7858

e-mail : z-chiiki@shaky.o.or.jp

平成 20 年 4 月 30 日

社協会費等の納入方法に関する考え方について

全国社会福祉協議会
地域福祉推進委員会

1. 経過

○ 発端

滋賀県甲賀市の希望ヶ丘自治会では、従来、役員が各戸を訪問して、小学校教育後援会、中学校教育後援会、共同募金会、緑化推進委員会、社会福祉協議会、日本赤十字社等への会費・寄付等を個別に依頼していた。

平成 18 年 3 月の定期総会において、年会費を 6,000 円から 8,000 円に増額し、増額分を上記会費・寄付金等に充てることを賛成多数で決議したところ、この決議の無効を求め住民 5 名が提訴した。

○ 裁判の経過

平成 18 年 11 月 27 日 一番・大津地方裁判所判決

・原告（住民 5 名）の請求を却下した。

平成 19 年 8 月 24 日 控訴審・大阪高等裁判所判決

・一審判決を破棄し、被告（希望ヶ丘自治会）の決議を無効とする判決を言い渡した。

平成 19 年 9 月 5 日 被告（希望ヶ丘自治会）が最高裁に上告

平成 20 年 4 月 3 日 最高裁が上告を棄却、控訴審判決が確定

○ 地域福祉推進委員会の取り組み

平成 19 年 9 月 27 日 全社地発第 231 号により各都道府県・指定都市社協宛「社協会

費等の納入方法に関する考え方について」通知

2. 基本的考え方

○ 今般、最高裁が上告を棄却し、控訴審判決が確定した。確定した判決は、自治会として社協会費の納入への協力や、社協会費を含めて自治会費を集めることが違法であるとの判断を下したのではなく、自治会がその意思決定を行うにあたって、本件決議が「募金及び寄付金に応じるか否か、どの団体等になすべきか等」について、「会員の意思、決定とは関係なく一律に、事実上の強制をもってなされるものであり、その強制は社会的に許容される限度を超えるもの」であったことが問題とされたものであり、基本的考え方は前通知の通りである。

○ もとより社協への加入は地域住民の意思を基本としているものであり、社協会費の納入にあたってはそこに「任意性」が担保されることが必要である。そのため、市区町村社協におかれては、自治会が会員たる地域住民の自発的な意思を十分尊重されるようご配

意をいただくとともに、地域福祉の発展のために市区町村社協と自治会との一層の協力体制が構築されるようお願いしたい。

【参考】

本会に寄せられる質問から、下記の通りQ&Aを作成したので、参考にされたい。

Q1 自治会で社協会費を集めることはできるのか。

A1 社協会費や共同募金への寄付を、自治会に協力いただくこと自体、法的に問題はない。むしろ地域福祉の発展のためには自治会との一層の協力体制を構築することが重要といえる。

今回の判決は、社協会費等を自治会費と一括で集めるために会費増額の際に、会員がそれに応じない場合には、生活上不可欠な自治会からの脱退を強制されたことが問題とされたものであり、あくまで当該自治会固有の問題で、自治会による社協会費納入等への協力を否定したわけではない。

Q2 自治会費と社協会費を一括で集めることはできるのか。

A2 社協会費納入の協力を自治会に依頼する場合、その集金方法は、当該自治会の判断に委ねられる。各自治会で承認された方法であれば、自治会が社協会費を自治会費と一括して集める方法を選択すること自体に問題はないと考えられる。

しかし、今回の判決をきっかけに、会費納入のあり方に疑問を感じられた方も少なくなく、そうした方に対しては、社会福祉協議会の意義や目的、会費の用途など十分説明しご理解いただくことが重要となる。

なお、自治会費と一括して会費を集める場合、住民に「自治会に加入していれば社協会費も支払わなければならない」という誤解をあたえる可能性も否定できない。このため、社協会費の納入が任意であることを明示したり、社協会費専用の封筒を用意するなど工夫が必要である。一部、自治会費のなかに社協会費等会費・寄付金が含まれていることを明示せず集金する例も見受けられるが、こうした場合、特に誤解を受けやすく、社協会費等会費・寄付金の納入は、あくまで任意であることを住民に理解していただける方法にするよう、自治会役員等に十分説明していくことが重要と考える。